

目	次	ページ
告 示		
15 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正	1
辞 令		
事務所長の任免について	2

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 15 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、平成 22 年 10 月 18 日から実施した。

平成 22 年 11 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表佐渡市事務所の項中

「			第四銀行 両津支店	第四銀行 相川支店
			〃 佐和田支店	〃 金井支店
			〃 南佐渡支店	
			北越銀行 両津支店	北越銀行 佐和田支店
を			第四銀行 両津支店	第四銀行 佐和田支店
			〃 金井支店	〃 南佐渡支店
			北越銀行 両津支店	北越銀行 佐和田支店

に改める。

辞 令

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 15 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

平成 22 年 11 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成 22 年 10 月 12 日付け 関川村事務所長を命ずる 佐 藤 忠 良